

令和6年度

Ⅲ 感染症対応マニュアル

一般社団法人 久喜市学童保育運営協議会

目次

1. 職員の衛生管理等について	3
2. 感染予防行動の習慣化の徹底について.....	3
2.1 咳エチケットの励行について	3
2.2.手洗いについて	3
2.3.うがいについて.....	3
3. 児童に対する衛生管理・健康管理について	4
3.1.衛生管理について	4
3.2.健康管理について	4
3.3 麦茶の管理について	4
4. 保育室等、室外の安全管理及び衛生管理について	4
4.1.保育室内外の安全管理について.....	4
4.2.保育室内外の衛生管理について.....	4
5. ノロウイルスによる胃腸炎や食中毒が疑われた場合の対応について	5
5.1. 当該児童の隔離等について	5
5.2. 床などについた吐物などの処理について	5
5.3. 布団などのリネン類に付着した吐物場合の処理について	6
5.4. 吐物が食器類に付着した場合の処理について.....	6
6. 感染症発生時の対応	6
6.1.児童への対応について	6
6.2.保健所や保護者への連絡について.....	6
6.3.感染拡大防止のための対応について	7
【補足コメント】ノロウイルス等の感染性胃腸炎の対応について.....	4
6.4.学級閉鎖時等の対応について	8
別紙 放課後児童クラブ安全点検・衛生管理状況報告表.....	9
別紙 健康管理表	10
別紙 ノロウイルス等による胃腸炎等の罹患が疑われる児童の状況について	11
作成・改訂履歴	12

1. 職員の衛生管理等について

協議会では、職員に対して、年1回の健康診断を実施していますが、職員は、クラブが「児童が集団活動を行う場」であることを認識し、自らの体調管理を行い、体調がすぐれないときは、早めの受診を心がけるなど努めなければなりません。

また、インフルエンザ等のウイルス性疾患にかからないために、うがい、手洗いを徹底するとともに、あらかじめインフルエンザ等のワクチン接種を受けるなど、衛生管理や感染予防に努める必要があります。

さらに、おやつ等に手作り品を提供する際の衛生管理策として、おやつ作りに携わる各クラブの職員は、学校の夏季休業日でクラブが一日保育になる前の検便を行います。

2. 感染予防行動の習慣化の徹底について

感染症の発生を防止するためには、正しい感染予防行動を習慣化させ、徹底させることが重要になります。職員は自ら率先して実施するとともに、児童に対して、行動の徹底化を図ります。

2.1 咳エチケットの励行について

咳エチケットとは、咳やくしゃみをする際に必要な3つのエチケットで、感染症の拡大防止策として、広く推奨されています。

マスクをせずに咳やくしゃみをすると、飛沫に含まれたウイルスは飛散することから、職員は、咳エチケットを行うとともに、児童に対して、その実施を励行します。

「咳エチケット」とは…

- ・咳・くしゃみが出たら、ほかの人にうつさないためにマスクを着用します。
- ・マスクがない場合には、ティッシュ等で口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけて、できる限り離れて咳をします。1～2メートル以上離れることが望ましい。
- ・使用後のティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てます。できれば、ゴミ箱はフタ付きを設置します。

2.2 手洗いについて

手洗いは、最も重要な感染予防及び感染拡大防止策です。

職員は、おやつ提供時やトイレの後などには、液状石けんで手洗いを行うとともに児童に対して、登室時や外遊び後、おやつ前、トイレの後などには、液状石けんで手指をしっかりと洗い、流水で洗い流すことを徹底させます。

また、手洗いは、2度洗いが効果的であると言われていることから、感染症流行時には、その実施を心がける。

2.3 うがいについて

うがいは、インフルエンザ予防及び感染拡大防止策として、重要です。特に、冬季期間は、登室時や外遊び後などには、手洗い同様、うがいを徹底し、感染症予防に努めます。

3. 児童に対する衛生管理及び健康管理について

感染症の発生を防止するためには、児童に対する衛生管理や健康管理の徹底が重要である。

3.1 衛生管理について

- ①日常的に、外遊び後のうがい・手洗いや、トイレ使用後の手洗い、おやつ前の消毒液による手指消毒を徹底させる。
- ②咳エチケットを徹底させ、咳が出るときはマスクを着用するよう指導する。
- ③手ふきタオルは、個人のものを使用し、共有タオルは使用しない。

3.2 健康管理について

体調不良（腹痛、発熱、おう吐等）の児童については、「別紙 健康管理表」を作成し、1回/月 事務局へ報告する。

3.3 麦茶の管理について

麦茶の作り方は、水だし、煮だしのいずれの方法でも良しとしますが、衛生管理上、使用は1日限りとします。

4. 保育室等、室外の安全管理及び衛生管理の推進について

児童の安全の確保と感染症の発生を防止し、その予防を行うためには、保育室等、室外の安全管理及び衛生管理の推進が重要である。

4.1 保育室内外の安全管理について

- ①保育室等及び室外の安全管理に努める。
- ②保育室等及び室外の環境の安全性を毎日点検する。

4.2 保育室内外の衛生管理について

- ① 保育室及び事務室の床を、掃除する。掃除方法は、掃除機や箒、モップなどを活用し行うこととし、掃除時間は、開室前、おやつ後、閉室前等とします。
- ② 児童用の机を、少なくとも1日1回、アルコール消毒をします。
- ③ 児童用ロッカーを、週1回整理し、アルコール消毒等します。
- ④ トイレを、1日1回掃除します。なお、汚れた場合には、その都度行います。
- ⑤ おう吐物等を片付ける場合には、マスクや使い捨て手袋等を使用して行い、汚れた場合には塩素系の薬剤で消毒をします。なお、その際、エプロンを使用するのが望ましい。
- ⑥ 布団等寝具を、月1～2回干します。また、寝具使用後には、日光に干します。
- ⑦ 窓ガラスや棚等を、月1回掃除します。なお、汚れた場合には、その都度行います。
- ⑧ 空調機器のフィルターを、年2回掃除します。
- ⑨ 皿等の食器や調理器具、ウォータージャグなどの衛生管理に努めます。
- ⑩ その他の備品等においても、清掃などを行い衛生管理に努めます。
- ⑪ 学童クラブ室外の清掃をするなど、保育室外の環境整備に努めます。
- ⑫ 「別紙 安全点検・衛生管理状況報告表」を作成し、1回/月 事務局へ報告します。

5. ノロウイルスによる胃腸炎や食中毒が疑われた場合の対応について

ノロウイルスによる胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生しますが、流行時期は、冬季（12月～3月）です。感染力が非常に強く、手指や食品などを介して、経口で感染し、おう吐、下痢、腹痛などを起こします。

罹患の疑いがある児童が発見された場合には、当該児童を他の児童から隔離し、おう吐物などは適切に処理して、感染を広げないようにしなければなりません。

5.1 当該児童の隔離等について

- ① ノロウイルスによる食中毒や胃腸炎の疑いのある児童が発見された場合には、速やかに適切な処理を行い、他の児童から隔離します。
- ② 保護者に、その旨連絡をします。

5.2 床などについた吐物などの処理について

- ① 吐物などの近くには、人を近づけないようにします。吐物の飛散範囲の目安は、半径約2mとされています。
- ② 床などに飛散した吐物などは、使い捨てのマスクや手袋を用い、エプロンを着用

して処理をします。

- ③ 吐物中のウイルスが飛び散らないように、汚物をペーパータオルなど（市販の凝固剤を使用することも可）で静かに拭き取ります。
- ④ 拭き取った後は、次亜塩素酸ナトリウム入りの消毒薬（家庭用の塩素系漂白剤でも代用可）で拭き取り、その後水拭きをします。使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄する。その際、ビニール袋にも、廃棄物が十分に浸る量の消毒液を入れる。
- ⑤ ノロウイルスは乾燥すると空中に漂い、これが口に入って感染することがあるので、吐物等は乾燥しないうちに床等に残らないように処理をする。また、処理後は、ウイルスが室内に残らないよう、空気の流れに注意しながら、換気を行う。

5.3 布団などのリネン類に付着した吐物場合の処理について

- ① 布団などのリネン類に吐物などが付着した場合には、使い捨てのマスクや手袋、エプロンを使用し、リネン類に付着したウイルスが飛び散らないように処理をした後、洗剤を入れた水の中で静かにもみ洗いをする。
- ② ノロウイルスは、加熱（85～90度以上で1分以上）により死滅効果があることから、下洗いをしたリネン類は、85度以上のお湯で、1分以上熱水処理することが望ましい。

熱水洗濯ができない場合には、次亜塩素酸ナトリウム入りの消毒液（家庭用の塩素系漂白剤でも代用可）で消毒したのち、十分にすすぎを行い、高温の乾燥機などを使用して、高温処理をする。

5.4 吐物が食器類に付着した場合の処理について

- ① 吐物が付着した食器類は、すぐに次亜塩素酸ナトリウム入りの消毒液（家庭用の塩素系漂白剤でも代用可）に十分に浸し、消毒する。
- ② 食器等の下洗いやおう吐後にうがいをした場所等も、次亜塩素酸ナトリウム入りの消毒液（家庭用の塩素系漂白剤でも代用可）で消毒する。次亜塩素酸ナトリウム液は金属腐食性があるので、使用後は、洗剤を使って掃除をするなど、消毒後の薬剤の拭き取りを十分に行う。

6. 感染症発生時の対応について

6.1 児童への対応について

職員は、感染症が疑われる児童を発見した場合、感染症拡大防止の観点から、他の児童

との接触を断つようにし、保護者に速やかに連絡して、症状に応じた自宅安静や医療機関への受診を勧めます。症状に緊急性があると判断される場合には、救急車を要請します。

6.2 保健所や保護者への連絡について

主任、上席職員または事務局は、児童や職員が感染症に罹患している、またはその疑いがあることが判明した場合には、感染症法、自治体の条例等に定められた感染症の種類や程度に応じて、自治体、保健所等に連絡して、その指示に従います。また、新型感染症等で緊急かつ臨時的な対応を行う場合にも、行政の指示に従います。

また、主任、上席職員は、保護者に対し、感染症の発生状況、症状、予防方法等を説明します。

また、「ノロウイルス等による胃腸炎等の罹患が疑われる児童の状況報告書」（別紙）を作成し、事務局長に報告します。

6.3 感染拡大防止のための対応

主任、上席職員及び職員は、児童や職員が感染症に罹患している、またはその疑いがあることが判明した場合には、クラブ内での感染拡大防止に努めます。

感染症が発生した場合の具体的な対応は、以下のとおりです。

- ・感染拡大防止のため、職員および児童のこまめな手洗い、感染症の発生状況に応じて消毒の頻度を増やすなど、施設内の適切な消毒を行う。ノロウイルス等の感染性胃腸炎の感染が疑われる場合には排泄物・吐物の適切な処理を徹底する（【補足コメント】参照）。
- ・感染症の発生について、主任、上席職員の責任のもとで下記事項を記録する。
 - 欠席している児童の人数と欠席理由-
 - 受診状況、診断名、検査結果及び診療内容
 - 感染症終息までの推移等について、日時別、学年別の記録

予防接種で予防可能な感染症が発生した場合には、一般的な感染症の対応に加えて、主任、上席職員または指示を受けた職員が、以下について実施します。

- ・児童や職員の予防接種歴及び罹患歴を確認する。
- ・未罹患で予防接種を必要回数受けていない児童については、保健所等の指示を受けて、保護者に適切な予防方法を伝えるとともに、予防接種を受ける時期をかかりつけ医と相談するよう説明する。特に、発生後72時間以内に予防接種を受けることで発症の予防が期待できる感染症(麻しんや水痘等)については、かかりつけ医と相談するよう保護者に促す。

【補足コメント】 ノロウイルス等の感染性胃腸炎の対応について

ノロウイルス等の感染性胃腸炎の感染者の吐物や排泄物にはウイルスが大量に含まれているため、感染拡大を防ぐために、感染者の吐物や排泄物を処理する際には「すばやく適切に処理する(すぐにふき取る)」、「乾燥させない」「消毒する」の3点を守ることが重要です。職員は、感染者の吐物や排泄物を処理する際、以下の事項に留意します。

- ・ 床に着いた汚物に、直接触れない
- ・ 汚物から周囲にウイルスが飛散しているため、周囲の床も含めて消毒する。
- ・ 手袋は、2枚重ねにして使用する
- ・ 専用のガウンやエプロンを着用し、衣類への飛び散りを防ぐ
- ・ 消毒はアルコールでは効果がないため塩素系消毒液(0.5%次亜塩素酸ナトリウム等)を使用する
- ・ 処理後は十分な手洗いや手指の消毒を実施する

6.4 学級閉鎖時等の対応について

放課後児童クラブの役割として、保護者が働いており家に1人であることができない年齢の児童が利用するものであることから、学級閉鎖等の場合も開所することが原則です。

しかし、放課後児童クラブにおいても感染症の予防に配慮することが必要であり、学校地域で感染が拡大している場合に、事務局長は、自治体の判断もふまえて臨時休所を検討します。また、感染症の流行に伴い学級閉鎖の学級に在籍している児童は、感染症の症状がなくても「うつらない、うつさない、人の集まる場所への外出を控える」という趣旨から、閉鎖期間中の当クラブの利用はできないものとします。

様式1 健康管理表

(クラフ名:) (年 月)

1: 吐き気 2: おう吐 3: 下痢 4: 発熱 5: 頭痛 6: 腹痛 7: その他(咳 等)

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1																															
2																															
3																															
4																															
5																															
6																															
7																															
8																															
9																															
10																															
11																															
12																															
13																															
14																															
15																															
16																															
17																															
18																															
19																															
20																															
21																															
22																															

別 紙

様式2 放課後児童クラブ安全点検・衛生管理状況報告表 (令和 年 月)

クラブ

	室内及び屋外の安全点検(毎日)	床(日2回)	机(日1回)	ロッカー(週1回)	トイレ(日1回)	ベッド等(適時)	寝具(月1。2回)	窓ガラス 棚等(月1回)	食器等ジャグ(週1回)	エアコンフィルター(月1回)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

別紙

年 月 日

ノロウイルス等による胃腸炎等の罹患が疑われる児童の状況について（報告）

クラブ名

項目	概要
1 氏名・性別	氏名： 、 男 ・ 女
2 学校名・学年	小学校、 学年
3 発症月日 発症時刻	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分頃
4 児童の症状 (1)概要 発熱状況、お う吐状況など	
5 対応の状況	
6 その他	

作成・改訂履歴

作成 改訂日	作成・改訂内容	見直し(再点検)予定日
2017/11/14	感染症対応マニュアル	
2024/3/1	感染症対応マニュアル(改訂)	2025/3/1